Ⅴ. 試験等における不正行為の処分基準

試験等における不正行為は、学生の本分に悖る行為であり、学則 53 条の規定する懲戒の対象となります。国際文化学部では、下記の基準に基づいて不正行為に対する処分を行います。

(1) 定期試験(それに相当する授業内試験を含む)における不正行為

不正行為樣態	処分内容
①計画性の弱い、または偶発的な不正行為	
例:	○厳重注意、譴責または1カ月未満の停
a. 他人の答案の覗き見	学
b. 問題・答案用紙配布後の話し合い	○当該科目は無効 (E評価)
c. 参照可の資料等の貸借	
d. 不審な挙動を注意した監督者の指示に従わない	
e. 答案の持ち帰り	
② 計画性が強い、または意図的な不正行為	
例:	○停学1カ月以上3カ月未満
a. 参照不可の試験でカンニングペーパー使用	○当該科目は無効 (E評価) に加え、原
b. " 机上への書き込み	則として当該学期全履修科目の受験
c. " テキスト・ノート等の閲覧	を無効(E評価)
d. 参照可の試験で許可されたもの以外の参照・使用	
e. 許可されていない機器 (携帯電話・スマートフ	
ォン等)の持ち込み、使用	
f. 答案用紙の交換(行為の態様により③の受験依	
頼に該当)	
g. 組織的なカンニング行為	
③ 受験依頼(いわゆる替え玉受験)	
例:	○停学3カ月以上6カ月未満または無期
a. 依頼された他人が本人になりすまして受験(本	停学
人の学生証使用)	○当該学期全履修科目の単位を無効(E
b. 答案提出直前に依頼した学生の氏名に書き換え	評価)
て提出	

※上記③に関し、依頼を受けて受験行為を行った者も学則上の処分の対象となりうる。 ※教員による使用許可がない限り、答案に関連する成果物の全部または一部において、 自動生成された文章・画像・プログラム等を利用してこれを作成した者も、上記に 準じて処分の対象となりうる。

(2)論文(卒業論文を含む)、レポート、作品等の成績評価に関わる提出課題における不正行為

不正行為様態	処分内容
①剽窃(ひょうせつ)行為	
例:	○厳重注意または譴責
a. 他人の論文、出版物、ウェブサイト、作品等	
から、適切な引用処理を行わずに限定的に流用	
した	
②悪質な剽窃(ひょうせつ)行為	
例:	○停学3カ月未満
a. 他人の論文、出版物、ウェブサイト、作品等	○当該科目は無効 (E評価)
から、適切な引用処理を行わずに流用した	
b. 他人と示し合わせ、他人とほぼ同一の内容で	
課題を作成し提出した	
c. 他人が作成した論文等を、自己の氏名に書き	
換えて提出した	
d. 指導にも関わらず繰り返し剽窃行為を行った	
③代筆依頼	
例:	○停学3カ月以上6カ月未満
a. 論文・レポート等の作成を代行する企業・個	○当該科目は無効 (E評価)
人等の他者に作成を請け負わせ、納品物を自己	
が作成したものとして提出した	
④その他不正行為	
例:	○停学3カ月未満
a. データの捏造(ねつぞう)、改竄(かいざん)	○当該科目は無効 (E評価)

- ※上記③に関し、依頼を受けて代筆行為を行った者も学則上の処分の対象となりうる。 ※剽窃(な)ようせつ)…他人の作品・診立・立章などの字句または説を次れ上って、自分の
- ※剽窃(ひょうせつ)…他人の作品・論文・文章などの字句または説を盗みとって、自分の ものとして発表すること。
- ※教員による使用許可がない限り、課題に関連する成果物の全部または一部において、 自動生成された文章・画像・プログラム等を利用してこれを作成した者も、上記に準 じて処分の対象となりうる。

(3) 授業・試験等の出席に関わる不正行為

不正行為様態	処分内容
①代返行為・虚偽申告	
例:	○厳重注意、譴責または1カ月未満の停学
a. 他人に依頼し自己の出席報告を行わせた	
b. 他人から依頼を受け他人の出席報告を行った	
c. 出席報告書(出席カード等) の偽造により提	
出した	
d. 欠席理由に係る証明書類(診断書等)を偽造	
または虚偽の内容により提出した	
※出席報告には、口頭によるもの、出席カード等	
紙面によるもの、学生証の情報を読み取るもの、	
各種システムを介して行うもの、いずれも含む。	

(4) 不正行為を複数回行った場合

過去、不正行為により処分を受けたことがある者が、在学中に再び前記(1)~(3)のいずれかの不正行為を行った場合には、処分を加重し、基準より重い処分を行うことがある。

(5) 懲戒処分の発効日

原則として当該学期の定期試験期間最終日の翌日とする。

Ⅵ. 研究活動の不正行為について(卒業論文の作成など)

科学は、信頼を基盤として成り立っています。しかし、残念なことに、データ捏造・ 改ざんなどの研究不正行為や研究費の不正使用が生じており、報道でもとりあげられ ています。このままでは、科学に対する信頼が揺らぎかねません。

このような背景から、<u>研究者だけではなく、学生にも研究活動に関して守るべき作</u>法についての知識及び技術を身に付けることが求められています。

※「試験等の不正行為の処分基準」の(2)論文(卒業論文を含む)、レポート、作品等の成績評価に関わる提出課題における不正行為の不正行為様態にも、盗用に当たる剽窃(ひょうせつ)行為、悪質な剽窃(ひょうせつ)行為、その他の不正行為としてデータの捏造や改ざんが処分を受ける行為として定められています。

研究活動における不正行為

(文部科学省が定める「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 において、以下が研究活動における不正行為(特定不正行為)とされています。)

捏造 (Fabrication)

存在しないデータ、研究結果等を作成すること

改ざん (Falsification)

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

盗用 (Plagiarism)

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、 当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること

上記「捏造」、「改ざん」、「盗用」の他に、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどが不正行為として認識されるようになってきている。

本学では「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」をはじめとする様々な規程やルールを定め、研究活動における不正行為の防止に取り組んでいます。研究活動における不正行為を認識し、研究倫理教育を学習することで、研究者倫理に関する規範意識を身につけてください。

【参考】

・「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」

URL: https://www.hosei.ac.jp/application/files/6616/0697/3412/fuseiboshi_taiou_kitei_1193_2022.pdf

・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 (平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)

URL: http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf

・「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」 (独立行政法人日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編)

URL: https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf

問い合わせ先 <法政大学研究開発センター> Email: suisin@adm.hosei.ac.jp